



1. 運行計画ルートについての 検討経過報告

1. 前回の勉強会での検討結果





1. 前回の勉強会での検討結果



(関東中央病院へのアクセス有無)

関東中央病院にアクセスする運行ルート		3 票
関東中央病院にアクセスしない運行ルート		10 票
合計		13 票




(ルートの形態)




シャトル型ルート		1 票
循環型ルート		12 票
合計		13 票




(循環型の場合のルートの形態)

両回り		2 票
時計回り		0 票
反時計回り		10 票
合計		12 票

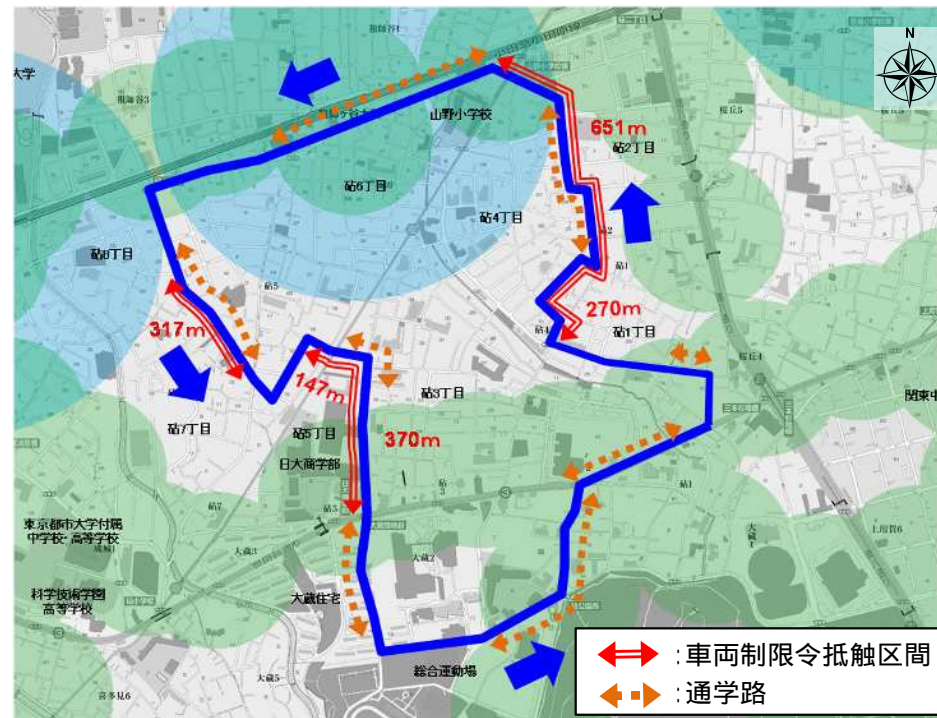
(区間別ルートの意見数)

西側区間		
1案		8 票
2案		2 票
3案		2 票
合計		12 票

南側区間		
1案		4 票
2案		6 票
3案		2 票
合計		12 票

東側区間		
1案		4 票
2案		6 票
3案		2 票
合計		12 票

(票の多かったルートの組み合わせ図)



2. 地域公共交通会議・警察協議の経過報告

地域公共交通会議

回数	日時	内容
1	平成30年7月12日（木） 15:00～16:30	【議事】 ・世田谷区の公共交通の現状と課題について ・モデル地区での取組みについて

地域公共交通会議とは

道路運送法により、地域の実情に応じた輸送サービスの実現に必要な事項を協議する場として位置づけられた会議のこと。

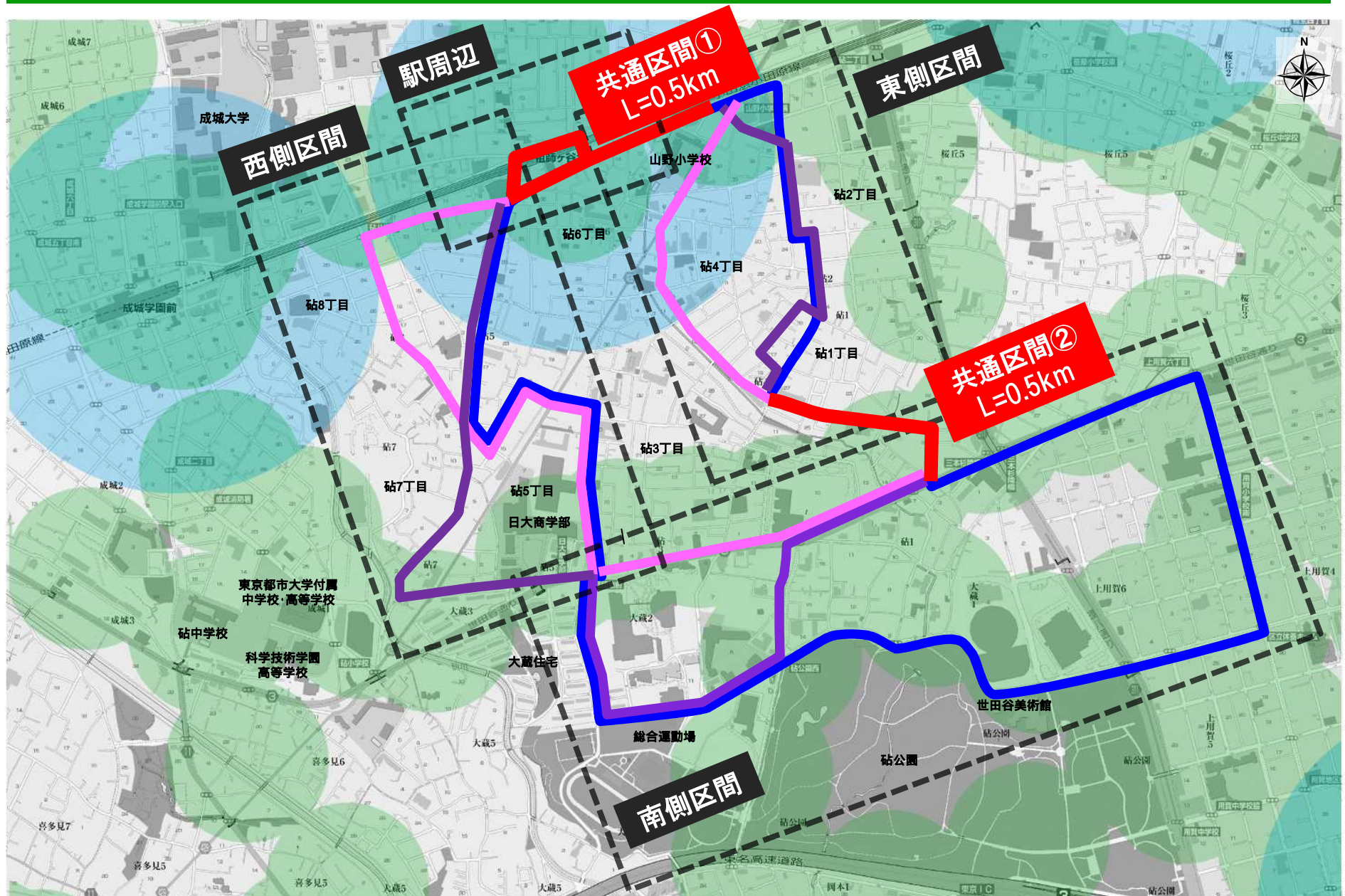
地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項等を協議する。

2. 地域公共交通会議・警察協議の経過報告

警察協議

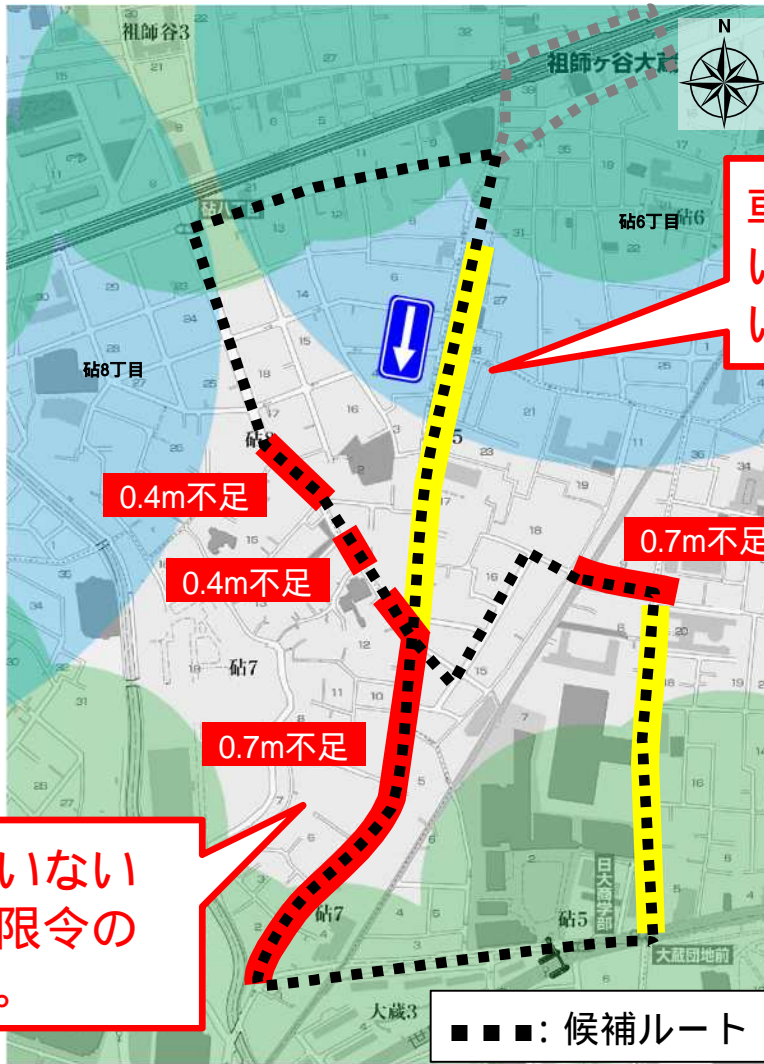
協議先	日時	内容
警視庁	平成30年6月5日(火) 14:00～15:00	【主な議事】 ・世田谷区の公共交通不便地域対策について ・砧地区での取組みについて
	平成30年7月19日(木) 9:15～10:30	【主な議事】 ・運行ルートの特徴等について
成城警察	平成30年6月11日(月) 10:00～10:30	【主な議事】 ・世田谷区の公共交通不便地域対策について ・砧地区での取組みについて
	平成30年7月27日(金) 10:00～11:00	【主な議事】 ・運行ルートの特徴等について

3. 運行ルート上の区間別の現状・課題(全体図)



3. 運行ルートとの区間別の現状・課題(西側区間)

西側区間拡大図



車両制限令には抵触しないが歩車分離されていない通学路を通過する。

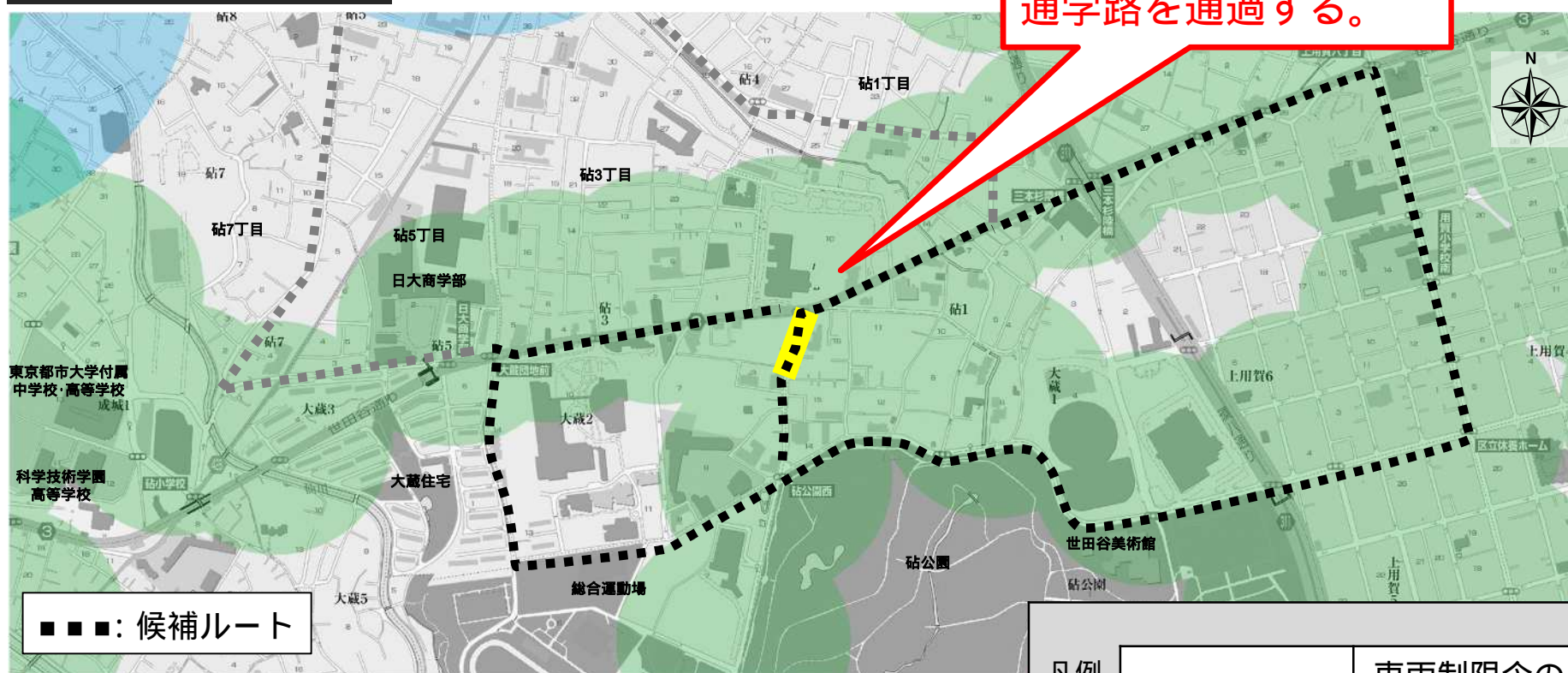
歩車分離されていない通学路で車両制限令の抵触区間が長い。

凡例	通学路区分	車両制限令の抵触の有無
— (Red)	歩道のない通学路	有
— (Yellow)		無
— (Orange)	通学路でない	有

図中の不足幅員は、車両幅1.7mの場合の規定幅員（車道幅員3.9m、道路幅員4.9m）からの不足分を示す。

3. 運行ルートのご案内(南側区間)

南側区間拡大図



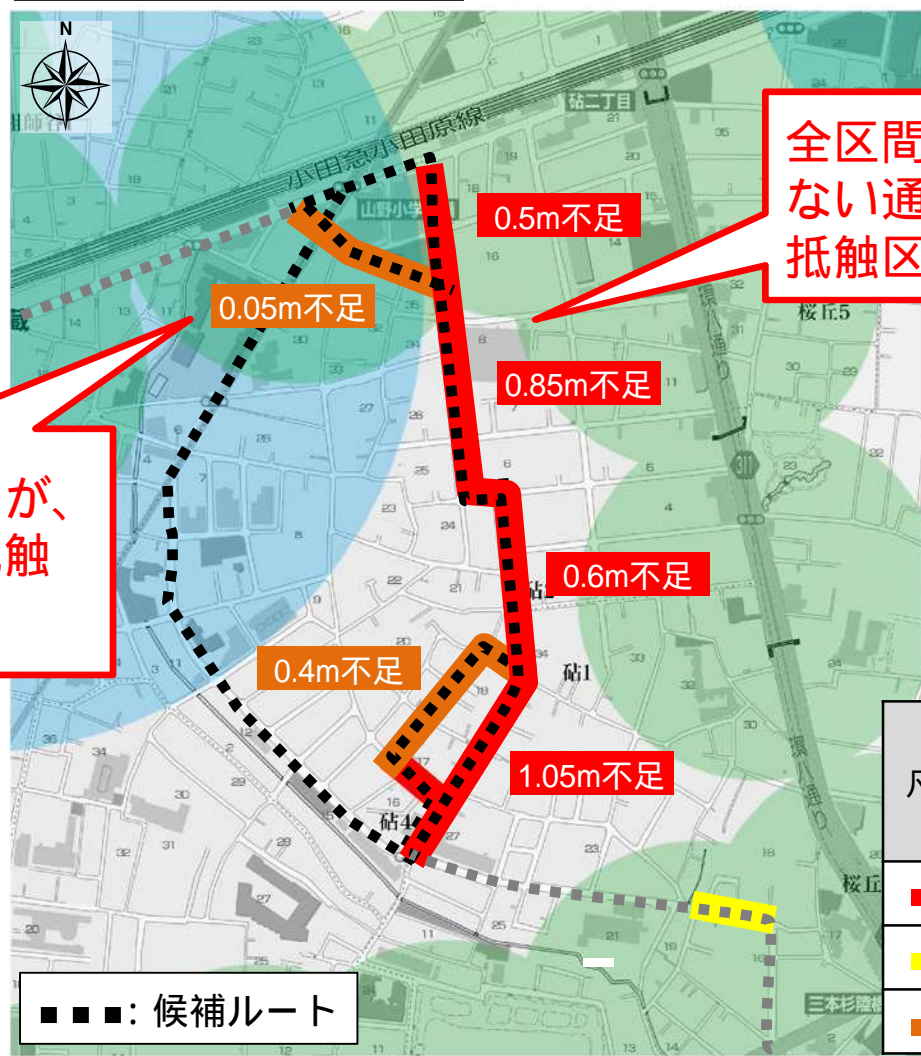
歩車分離されていない
通学路を通過する。

■■■: 候補ルート

凡例	通学路区分	車両制限令の 抵触の有無
■	歩道のない 通学路	有
■	通学路でない	無
■	通学路でない	有

3. 運行ルート上の区間別の現状・課題(東側区間)

東側区間拡大図



全区間が歩車分離されていない通学路で車両制限令の抵触区間である。

通学路ではないが、車両制限令の抵触区間である。

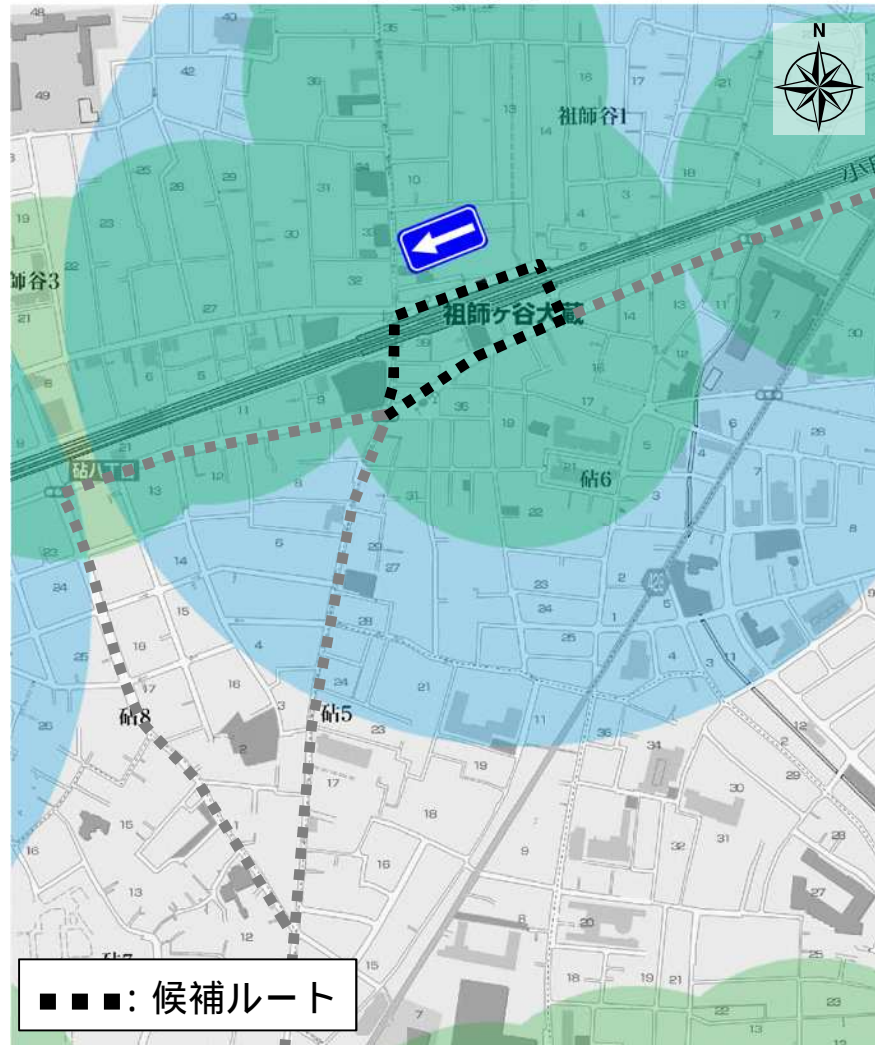
凡例	通学路区分	車両制限令の抵触の有無
— (Red line)	歩道のない通学路	有
— (Yellow line)	通学路でない	無
— (Orange line)	通学路でない	有

■ ■ ■: 候補ルート

図中の不足幅員は、車両幅1.7mの場合の規定幅員(車道幅員3.9m、道路幅員4.9m)からの不足分を示す。

3. 運行ルートのご案内(駅周辺)

祖師ヶ谷大蔵駅周辺拡大図



凡例	通学路区分	車両制限令の 抵触の有無
■	歩道のない 通学路	有
■		無
■	通学路でない	有

4. 課題箇所への対応策

- 課題については、以下のような対応策が考えられる。

(ハード面) 注意喚起を促す案内看板、路面標示等の設置

(ソフト面) 乗務員の運転マニュアル作成

(その他) 通学路への影響が小さいルートを選定
通学時間帯への配慮
地域による交通安全への取組み

(案内看板イメージ)



(路面標示イメージ)



2. 需要予測アンケート調査について

1. 需要予測アンケート調査の目的

- 運行ルート（案）を提示した上で、コミュニティ交通の利用者数、利用状況（乗降場所、利用時間等）を予測する。



利用状況、収支状況を把握し、ルートの選定及び
実証運行に向けた検討に役立てる

需要予測アンケートは、ルートの例を示しながら、
運行サービスと、出発地と目的地の位置から需要
を把握するため、他のルートの検討も可能。

2. 需要予測アンケート調査の概要

【調査対象者】

砧一丁目～砧八丁目に在住の20歳以上の区民3,000人（総人口：25,782人）

平成30年8月現在

【調査対象者の抽出方法】

以下の区分で住民基本台帳から無作為抽出

No	区 分	年 齢	配布数
	公共交通不便地域に在住	65歳以上の方	750票
	公共交通不便地域外に在住		750票
	公共交通不便地域に在住	20～64歳の方	750票
	公共交通不便地域外に在住		750票
合 計			3,000票

3. 需要予測アンケート調査の内容

No	項目	設問内容
1	個人属性	<ul style="list-style-type: none"> ・性別、年齢、住所、世帯構成、職業 ・運転免許証の有無（自動車、二輪車）
2	コミュニティ交通の利用意向	<ul style="list-style-type: none"> ・利用意向 ・乗降場所、利用時間帯、利用頻度、利用日 ・利用しない理由
3	運行間隔の許容範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・どれぐらいの運行間隔までなら利用するか
4	運賃の許容範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・運賃が300円の場合の利用するか
5	外出頻度の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ交通の運行により外出頻度が増えるか
6	子どもとの利用	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども（未就学児）と一緒に利用するか
7	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル地区での調査・検討の認知度 ・新たなコミュニティ交通、公共交通に関する自由意見

4. スケジュール

9月中旬: アンケート調査票発送

9月下旬: アンケート調査票回答締切

9月下旬 ~ 11月上旬: データ入力、集計、分析

11月中旬 ~ 下旬: 結果報告

3 . 協議会の設立について

1. 協議会の設立目的・役割

協議会の目的

砧地区への地域交通導入に関する活動を行うことを目的とする。

協議会・世田谷区・事業者の役割分担

世田谷区 (行政)

- 需要調査実施・分析
- 運行計画(案)の作成
- 沿道合意、バス停設置
に向けての交渉・設置
- 事業者選定・運行委託
- 交通管理者や運輸局
との調整

など

協議会 (運営主体)

- 運行ルート、バス停乗降
箇所の検討
- 沿道合意、バス停設置
に向けての交渉・協力
- 利用啓発活動
- 地元調整
- サポーター企業の
選定・交渉

など

交通事業者 (運行主体)

- 運行計画について意見
- 実証運行計画申請
- 運行実施
- 利用人数、運賃収入等の
記録

など

2. 協議会設立に向けた準備会の開催結果報告

開催日

平成30年8月10日（金） 19時～20時30分

内容

これまでの取組経緯について
協議会設立について
（設立目的・必要性、協議会の役割、会則、今後のスケジュール）

主な意見

- 協議会の必要性について理解したので、協力していく。
- 採算を考えると、地区内でサポーターを探すことが重要なので、地域の皆様と協力しながら協議会でしっかり話合っていきたい。
- これまで話し合ってきたことが、警察との協議によって大幅に変更されないよう、区にはしっかりと調整してもらいたい。

3. 今後のスケジュール等

10月上旬：第1回協議会開催（協議会発足）

10月上旬以降：協議会を適宜開催